

## 工業統計調査規則

昭和26年12月28日 通商産業省令第81号  
 改正昭和27年12月26日 通商産業省令第98号  
 昭和29年10月25日 通商産業省令第58号  
 昭和30年11月18日 通商産業省令第61号  
 昭和31年10月20日 通商産業省令第51号  
 昭和34年10月14日 通商産業省令第107号  
 昭和36年9月7日 通商産業省令第76号  
 昭和38年10月9日 通商産業省令第120号  
 昭和39年11月18日 通商産業省令第127号  
 昭和40年11月5日 通商産業省令第184号  
 昭和41年9月27日 通商産業省令第95号  
 昭和43年11月22日 通商産業省令第116号  
 昭和44年12月5日 通商産業省令第107号  
 昭和46年10月18日 通商産業省令第110号

## (省令の目的)

第1条 工業統計調査（指定統計第10号。以下「工業調査」という。）の施行は、この省令の定めるところによる。

## (調査の目的)

第2条 工業調査は、工業の実態を明らかにすることを目的とする。

## (調査の期日)

第3条 工業調査は、毎年12月31日現在によつて行なう。

## (調査の範囲)

第4条 工業調査は、統計調査に用いる産業分類ならびに疾病、傷害及び死因分類を定める政令（昭和26年政令第127号）第2条の規定に基づく日本標準産業分類（昭和26年統計委員会告示第6号）に掲げる大分類F—製造業に属する事業所について行なう。

## (調査の種類)

第5条 工業調査は、甲調査、乙調査および丙調査とする。

2 甲調査は、前条の調査の範囲のうち従業者20人以上のもの（製造、加工または修理を行なつてない本社または本店であるものを除く。）について行なう。

3 乙調査は、前条の調査の範囲のうち従業者19人以下のもの（製造、加工または修理を行なつてない本社または本店であるものを除く。）について行なう。

4 丙調査は、前条の調査の範囲のうち本社または本店と異なる場所に事業所1以上を有する企業の本社または本店であるものについて行なう。

## (調査事項)

第6条 工業調査は、左の各号に掲げる事項について行なう。

- 1 事業所名
- 2 事業所所在地
- 3 本社または本店名およびそれが会社の場合にはその資本金額または出資金額
- 4 本社または本店所在地
- 5 事業内容
- 6 他事業所の有無
- 7 経営組織
- 8 従業者数
- 9 月別常用労働者数
- 10 現金給与総額
- 11 原材料および燃料使用額
- 12 原材料および燃料在庫額ならびに半製品および仕掛品額
- 13 電力使用額
- 14 委託生産費
- 15 主要原材料名
- 16 作業工程
- 17 主要製品名
- 18 製造品ならびにくずおよび廃物出荷額
- 19 製造品在庫額
- 20 加工貯および修理料収入額
- 21 内国消費税額
- 22 有形固定資産の現在高、取得額、除却額および減価償却額
- 23 敷地面積および建築面積
- 24 工業用水使用量

## (調査票の様式)

第7条 甲調査、乙調査および丙調査は、それぞれ通商産業大臣が定める様式による工業調査票甲、乙および丙（以下「調査票」と総称する。）によつて行なう。

2 通商産業大臣は、前項の様式を定めたときは告示する。

## (申告義務)

第8条 第4条の規定による事業所の管理責任者（以下「申告義務者」という。）は、第5条の区分に従い、前条の調査票に掲げる事項について申告しなければならない。

## (準備調査)

第9条 市町村長（東京都内の区のある地域では区長。以下同じ。）は、調査を受ける事業所を確定するため、工業調査の実施にさきだつて統計調査員に準備調査を行なわせ、通商産業大臣が定める様式により、工業調査準備調査名簿（以下「準備調査名簿」という。）3部を作成せねばならない。

2 通商産業大臣は、前項の様式を定めたときは告示する。

## (調査の方法)

第10条 甲調査、乙調査および丙調査は、統計調査員が申告義務者に配布する工業調査票により行なう。

2 申告義務者が調査票の配布を受けなかつたときは、調査票提出先にその旨を申し出て配布を受けなければならない。

## 第11条 削除

## (調査票の提出)

第12条 申告義務者は、調査票に所定の事項を記入し、記名なつ印した上、2部を翌年1月31日までにその事業所の所在地の市町村長に提出しなければならない。

第13条 市町村長は、市町村（東京都内の区のある地域では区。以下同じ。）内の準備調査名簿および調査票を取りまとめて調査事項記載上の不備を点検し、準備調査名簿の1部を保存し、準備調査名簿2部ならびに工業調査票甲、乙および丙各2部を翌年2月末日までに都道府県知事に提出しなければならない。

第14条 都道府県知事は、準備調査名簿および調査票を取りまとめて調査事項記載上の不備を点検し、準備調査名簿1部ならびに工業調査票甲、乙および丙各1部を保存し、準備調査名簿1部ならびに工業調査票甲、乙および丙各1部を翌年3月31日までに通商産業大臣に提出しなければならない。

## (調査の指揮監督)

第15条 都道府県知事は、通商産業大臣の指揮監督を受けて、調査の執行をつかさどる。

2 市町村長は、通商産業大臣および都道府県知事の指揮監督を受けて調査の執行をつかさどる。

## (工業統計調査指導員および工業統計調査員)

第16条 工業調査の事務に従事させるため、統計法第12条第1項に規定に基づき、統計調査員である工業統計調査指導員（以下「工業調査指導員」という。）および工業統計調査員（以下「工業調査員」という。）を置く。

2 工業調査指導員および工業調査員は、都道府県知事が任命する。

3 工業調査指導員は、市町村長の指揮監督を受けて、工業調査員を指導する。

4 工業調査員は、市町村長の指揮監督を受けて、工業調査に関する事務に従事する。

## 第17条 削除

## 第18条 削除

## (統計職員)

第19条 工業調査には、統計法第10条第3項但書の規定により、同条第1項に規定する統計官および第2項に規定する統計主事以外の者をも従事させることができる。ただし、租税の賦課、徵収に従事する者は、除かなければならぬ。

## (実地調査)

第20条 工業調査に従事する統計官、統計主事、前条に規定する者、工業調査指導員および工業調査員は、統計法第18条の規定により、必要な場所に立ち入り、左の各号に掲げる調査事項について検査し、調査資料の提出を求め、または関係者に対し質問することができる。

- 1 現金給与総額
- 2 原材料および燃料使用額
- 3 原材料および燃料在庫額ならびに半製品および仕掛品額
- 4 電力使用額
- 5 委託生産費
- 6 製造品ならびにくずおよび廃物出荷額
- 7 製造品在庫額
- 8 加工貯および修理料収入額
- 9 有形固定資産の現在高、取得額、除却額および減価償却額
- 10 敷地面積および建築面積
- 11 工業用水使用量

(集計および公表)

第21条 通商産業大臣は、調査票を審査集計して、集計完了の際公表する。

## (調査票等の保存期間)

第22条 市町村長の保存する準備調査名簿ならびに都道府県知事の保存する準備調査名簿および調査票の保存期間は、2年とし、通商産業大臣の保存する準備調査名簿、調査票および集計表の保存期間は、3年とする。

## (調査票の使用)

第23条 通商産業大臣、都道府県知事または市町村長は、統計法第15条第2項の規定により調査票を左の各号に掲げる調査事項に限つて、事業所名簿作成の資料として使用することができる。

- 1 事業所名
- 2 事業所所在地
- 3 本社または本店名およびそれが会社の場合にはその資本金額または出資金額
- 4 本社または本店所在地
- 5 経営組織
- 6 従業者数
- 7 主要製品名

2 都道府県知事または市町村長は、統計法第15条第2項の規定により、調査票をその管轄する区域における工業の実態を明らかにすることを目的とした集計および公表のため使用することができる。

## (適用除外)

第24条 地域および公共企業体に属する事業所については、この省令を適用しない。

## 附 則(抄)

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 昭和25年工業センサス規則（昭和25年通商産業省令第99号。以下「旧規則」という。）は、廃止する。

3 旧規則の規定による準備調査名簿および調査票は、それぞれこの省

令の規定による準備調査名簿および調査票とみなす。ただし、その保存については、なお従前の例による。

4 この省令施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

## 記 入 注 意

项